

調布市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進し、工事における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境を整備することにより、将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理を行うとともに、それを担う人材の確保及び育成を図るために実施する週休2日制工事に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるものとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象工事に係る特記仕様書等で定められている休日、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (3) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（小数第2位以下切り捨て。この割合を「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合における水準は、対象期間全体で確認する。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。この現場閉所している日において交通誘導員を配置する必要が生じた場合、交通誘導員以外が作業していなければ、閉所とみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 現場着手日 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、実際に工事に着手する日をいう。
- (6) 工事完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等、すべての作業が完了する日をいう。
- (7) 週休2日交替制 対象期間において、当該工事に係る全ての対象者が、交替しながら4週8休以上の休日確保を行い、各対象者の休日日数割合の平均（小数第

2位以下切り捨て。この値を「休日率平均」という。)が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(8) 対象者 施工体制台帳に記載されている元請け(受注者)及び下請け(建設工事の請負契約分のみ)の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

2 この要領に定めのない用語の定義については、建設業法その他の関係法令等、別に定めのあるものに準じることとする。

(実施方式及び対象工事)

第3条 調布市(以下、「市」という。)が発注する全ての工事を現場閉所による「週休2日制工事」の対象とする。ただし、以下の各号に定める工事は原則として対象とはしない。

(1) 対象期間が30日未満の工事

(2) 休日作業が必要となる維持工事や緊急対応工事等で現場閉所がなじまない工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(4) 現場施工を施設休館日等に限定する工事

(5) 単価契約による工事

(6) その他工事の内容等により週休2日制がなじまないと市が認める工事

2 昼夜間連続作業を行う工事、現場閉所を行うことが困難な工事などは、着手日までに受注者の申し出によって、「週休2日交替制」とすることができる。この場合においても、この要領に準じて工事を行う。また、実施方式は途中で変更することはできない。

(実施方法)

第4条 市は、特記仕様書に対象工事である旨を記載例(別紙)のとおりあらかじめ記載する。

2 受注者は、工事請負契約締結後、週休2日制を実施し、工事目的物を完成させるために工事工程表を作成し、工事主管課に提出すること。なお、工事工程を明らかにすることが目的のため、その目的を達成することができれば、工事工程表の形式は問わない。

3 工事主管課と受注者は、提出された工事工程表を基に、関係者協議の有無及び

協議完了予定時期，工事に必要な工程等を協議し，週休2日の対象期間をあらかじめ共有すること。

- 4 現場着手後，週間の工程会議など定期的を実施する監督員との打合せにおいて，受注者は対象期間における現場閉所予定日がわかる工程表等を監督員に提出すること。なお，提出した後，現場閉所日の予定が変更になった場合，再提出は求めないが，現場閉所状況等確認表（様式）に現場閉所日を記載しなければならない。
- 5 受注者は，予定にない現場閉所を行う場合，監督員に事前に連絡すること。なお，この連絡については，緊急である場合を除き，電子メール等の連絡した事実が確認できる方法を推奨する。
- 6 受注者は，現場閉所予定日に作業を行うときは，監督員に届け出るとともに，現場閉所日の振替を行うこと。
- 7 受注者は，監督員に月に一度，現場閉所状況等確認表を作成し，必ず提出すること。なお，対象期間の最終月は，工事完成日までの状況を記載した現場閉所状況等確認表を速やかに監督員に提出すること。
- 8 午前又は午後のみ作業した日を半日（0.5日）として計上することはできない。
- 9 第2条第1項第4号で定める現場閉所について，分離発注工事の場合は，各工事単位で確認する。

（積算方法）

第5条 市は，当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした，補正係数を各経費に乗じるものとする。

- 2 補正係数は，工事主管課が用いる積算基準を所管する東京都の各局が定める週休2日制工事に係る要領等を準用するものとする。
- 3 対象工事が4週8休に満たない場合は，契約金額のうち当初の補正分を，対象期間内の実際の現場閉所率に対応する前項の積算基準等で定められた割合まで減額して，契約変更を行うものとする。
- 4 前項について，以下の各号に定める受注者の責めによらない場合など，市がやむを得ないと認めるときは，この限りでない。
 - (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合

- (3) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(実施の明示)

第6条 受注者は、発注者と表記方法等について協議し、週休2日工事を実施している旨を工事掲示板等により公衆が見やすい場所に明示するものとする。(別紙)

- 2 施工場所が複数あるなど対象期間に継続して明示することが困難な場合など特段の事情が認められる工事は、週休2日工事を実施していることがわかる印刷物の配布などによって、公衆への明示を省略することができる。

(工期の変更)

第7条 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、市と受注者間で協議するものとする。

- 2 工程の変更理由が、受注者の責めによらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。受注者の責めによらない場合については、第5条第4項各号に定める規定を準用する。

(工事成績)

第8条 対象期間全体で現場閉所率が規定の水準に達しなかった場合であっても、工事成績評定の減点を行わないものとする。

(留意事項)

第9条 市は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等に、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

- 2 市における現場閉所状況又は対象者の休日取得状況の確認については、各工事単位で行うものとする。
- 3 市の監督員は、一つの工事現場において、設備工事をはじめとする附帯工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に影響が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項又は要領に疑義が生じた事項については、市と受注者間の協議により定めるものとする。

2 週休2日工事について、アンケート等を実施する場合は協力すること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。

(別紙)

○特記仕様書記載例

(週休2日制工事)

第〇条 本工事は、週休2日制工事である。

- 2 受注者は、原則、現場閉所による週休2日制で施工すること。
- 3 受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。
- 4 発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。
- 5 週休2日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。

○工事掲示例

<p>週休2日制工事</p> <p>この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p>	<p>施工体制体系図</p>
	<p>施工体制台帳</p>